

令和3年度

第6回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和3年9月15日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和3年度第6回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	11件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	13件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	4件
議案第4号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	80件
議案第5号	農地売買等事業を含む農地利用集積円滑化事業規程の廃止について	

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	4件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	23件
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	45件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	24件
報告第6号	荒廃農地の非農地化について	142件
報告第7号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	1件

<出席委員> (15名)

1番	小川友安	2番	浅川政明
3番	深谷耕司	4番	齊藤元治
5番	清宮惠理子	6番	槁本泉
7番	長谷川秀明	8番	横山清亮
9番	長谷部衡平	10番	中村浩道
11番	秋庭重樹	13番	猪野桃夫
14番	齊藤憲次	16番	市原律子
17番	高橋芳和		

<事務局説明員>

事務局長	表谷拓郎	次長	長圓城寺英樹
次長補佐	齋藤聡子	農地活用班長	中村健一
農地保全班長	原田賢一	農地審査班長	高山智裕
農地指導班長	長谷川隆之		

	<p style="text-align: center;">開 会 （ 午前10時00分 ）</p> <p>ただいまより、令和3年度第6回千葉市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、17人中15人で総会は成立しております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">議席番号14番 齊藤 憲次 委員 議席番号16番 市原 律子 委員</p> <p>のご兩名をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (長谷川班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>本案件は、第3項までと一体案件になりますので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料1ページから7ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区北谷津町に本店の所在する法人が、義務者であります若葉区多部田町に在住の方、外2名の方々が所有する若葉区多部田町の農地を、新規就農のため、賃借権を設定するものです。</p> <p>面接した権利者によりますと、農業従事者は幼少期から実家で農業経験を積んできているとのことでした。</p>

事業の運用資金については、農業のみで収支を確保するまでは、本業である建築業で賄う予定とのことです。

将来においては、規模拡大を視野に安定経営を目指すとのことです。

申請地の取得後の作目は、ニンニクを予定しております。

議案書 2 ページをご覧ください。

つぎに第 4 項です。

お手元の資料 8 ページから 14 ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります中央区中央 2 丁目に本店の所在する法人が、義務者であります若葉区小倉町に在住の方が所有する若葉区小倉町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、ジャガイモを予定しております。

議案書 3 ページをご覧ください。

つぎに第 5 項です。

お手元の資料 15 ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります花見川区畑町に在住の方が、義務者であります花見川区畑町に在住の方が所有する花見川区大日町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、ネギ、キャベツを予定しております。

つぎに第 6 項です。

お手元の資料 16 ページから 18 ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区おゆみ野 6 丁目に在住の方が、義務者であります花見川区長作町に在住の方が所有する花見川区長作町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、ナス、キュウリを予定しております。

議案書 4 ページをご覧ください。

つぎに第 7 項です。

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>本案件は、第8項と関連案件になりますので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料19ページ及び20ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区小間子町に在住の方が、義務者であります横浜市都筑区北山田4丁目に在住の方が所有する若葉区上泉町及び同区小間子町の農地と、若葉区下泉町に在住の方が所有する若葉区下泉町の農地を、経営規模拡大のため、使用貸借権を設定するものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、ヤマトイモ、大根、生姜を予定しております。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。</p> <p>つぎに第9項です。</p> <p>本案件は、第10項及び第11項と関連案件になりますので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料21ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区若松町に在住の方が、義務者であります千葉県松戸市金ヶ作に在住の方、外1名が所有する若葉区御殿町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、グリーンピース、ほうれん草、小松菜、菜花、ナス、ピーマンを予定しております。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>
-----------------------	--

<p>梶本委員</p>	<p>9項から11項については、一体案件ということで、申請土地の面積を合計すると、8,865平方メートルになります。先ほど、事前審査第2班長から説明のあった、「下限面積要件」の点では、若葉区は4,000平方メートル以上なので、申請土地を取得した後であれば、この要件を満たすこととなりますが、取得前においては、経営面積は田1,139平方メートルで、「下限面積要件」を満たしていません。このような場合でも、権利者は農家台帳に登録されているのか教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>農家台帳に登録されています。</p>
<p>梶本委員</p>	<p>農地を取得する場合には、若葉区であれば、4,000平方メートル以上である必要がありますが、現在経営している田1,139平方メートルについては、相続により取得した農地なのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>相続により取得したかどうかについては把握していませんが、従前から所有し耕作していることを確認しています。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議長</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>

<p>事前審査第2班 (長谷川班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第2号第1項から第10項につきまして、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。</p> <p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>お手元の資料22ページから25ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、太陽光発電施設用地とするため、地上権を設定するものです。</p> <p>申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約2キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>現況は休耕地で、周辺は農地が広がっております。</p> <p>被害防除については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水は自然浸透で処理します。</p> <p>他法令関係につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済です。</p> <p>つぎに第2項です。</p> <p>お手元の資料26ページから29ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、資材置場・駐車場用地とするため、賃借権を設定するものです。</p> <p>申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から南西に約1.3キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、</p>
----------------------------	--

	<p>10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断<small>はんだん</small>しました。</p> <p>現況は休耕地で、周辺は農地と山林が広がっております。</p> <p>被害防除については、ブロック及びフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水は自然浸透で処理します。</p> <p>議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>つぎに第3項です。</p> <p>本案件は、第4項及び第5項と一体案件となりますので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料30ページから33ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請土地は、松ヶ丘インターチェンジから北東に約2.2キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資のっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。</p> <p>被害防除については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水は自然浸透で処理します。</p> <p>他法令関係につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済です。</p> <p>議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>つぎに第6項です。</p> <p>お手元の資料34ページから36ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。</p>
--	---

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、松ヶ丘インターチェンジから北東に約2.2キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資のっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水は自然浸透で処理します。

他法令関係につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済です。

議案書の10ページをご覧ください。

つぎに第7項です。

お手元の資料37ページから40ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、松ヶ丘インターチェンジから東に約2.3キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水は自然浸透で処理します。

他法令関係につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済です。

	<p>つぎに第8項です。</p> <p>お手元の資料41ページから44ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請土地は、松ヶ丘インターチェンジから東に約2.3キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。</p> <p>被害防除については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水は自然浸透で処理します。</p> <p>他法令関係につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済です。</p> <p>議案書の11ページをご覧ください。</p> <p>つぎに第9項です。</p> <p>お手元の資料45ページから48ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請土地は、松ヶ丘インターチェンジから北東に約1.7キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。</p> <p>被害防除については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水は自然浸透で処理します。</p>
--	---

他法令関係につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済です。

つぎに第10項です。

お手元の資料49ページから52ページをご参照ください。

本案件は、農業用資材置場・駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉外房有料道路板倉インターチェンジから北東に約300メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と山林が広がっております。

被害防除については、植生土のうを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水は自然浸透で処理します。

議案書の12ページをご覧ください。

つぎに第11項です。

お手元の資料は53ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請土地は、貝塚インターチェンジから西に約300メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は貯留施設にて処理後、側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第12項です。
お手元の資料は54ページ及び55ページをご参照ください。
本案件は、車両置場・資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。
申請土地は、松ヶ丘インターチェンジから東に約2キロメートルに位置する農地です。
農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。
排水については、雨水は自然浸透で処理します。

議案書の13ページをご覧ください。
つぎに第13項です。
お手元の資料56ページから59ページをご参照ください。
本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。
申請土地は、松ヶ丘インターチェンジから北東に約1.7キロメートルに位置する農地です。
農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。
被害防除については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。
排水については、雨水は自然浸透で処理します。
他法令関係につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済です。
事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
説明は以上でございます。

議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
梶本委員	<p>これまでの総会でも、太陽光発電に係る議案はありましたが、今回が最も多いのではないかと思います。これらについては、再生可能エネルギー特別措置法に該当し認定済とのことであり、許可やむなしとは思いますが、地権者や周辺住民の間には、事業者が、一定の利益を上げた時点で、パネル等の適正な廃棄処理を行わずに撤退してしまうのではないかと懸念があります。以前、市環境局から説明があった中では、8年ぐらいで投資を回収することができて、8年から10年ぐらいで利益が出てくるとのことでしたので、20年ぐらいは事業を継続するのではないかと思います。その後の処理が懸念されます。事業完了後における廃棄物処理のための資金を積み立てる制度が指針で定められたとのことであり、その仕組みについて教えてください。</p>
事務局	<p>撤去費用の積み立ての仕組みについては、確認していません。確認の上、回答することとします。</p>
横山委員	<p>第6項について、第5項との関連でお尋ねしますが、申請土地が隣接しているということと、同じ事業者が作成したと思われる図面が添付されていますが、第6項の権利者である個人は、第5項の権利者である法人と何か関係がある方なのでしょうか。</p>
事務局	<p>第6項の権利者である個人は、第5項の権利者である法人の関係者であるとのことです。</p>
横山委員	<p>名義を変えることによって、本来踏むべき手順や要件を潜脱することにはならないのでしょうか。</p>

事務局	特に問題はありません。
横山委員	第9項と第13項について、権利者は同一法人であり、2事業の所要金額を合計すると、提出された権利者の残高証明書に記載された預金額とほぼ同額に近いですが、これで資力は十分だという判断でしょうか。
事務局	余裕はないものの、必要な資金は賄えるということで、承認相当と考えています。
清宮委員	第6項について、添付の公図に、今回の申請地に隣接する土地の所有者として、太陽光発電事業者の名称があり、以前承認した案件だと思いますが、この隣接地には、すでに太陽光発電設備が設置されているのでしょうか。
事務局	隣接地については、すでに設置されています。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第2号各項について、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号については許可と決定いたします。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」を上程いたします。 事前審査第2班班長、御説明願います。
事前審査第2班 (長谷川班長)	ご説明いたします。 議案書の14ページから15ページをご覧ください。

	<p>第1項及び第2項は隣接で関連案件のため、併せてご説明いたします。</p> <p>資料60ページから63ページの位置図、公図及び土地利用計画図を御覧ください。</p> <p>本件は、第1項が神奈川県厚木市に所在を置く法人、第2項につきましても同じく神奈川県厚木市に所在を置く法人が、若葉区中野町の畑2筆において、それぞれ営農型太陽光発電設備用地として、第1項及び2項共に、平成27年10月16日付、当初許可を受け、2回目の期間の更新を行うものです。</p> <p>施設の概要は、第1項及び第2項共にすべて同じとなり、パネルの設置面積260平方メートル、農地接地面積0.27平方メートル、発電出力は40.8キロワットです。</p> <p>一時転用期間としましては、令和3年11月1日から令和6年10月31日までです。</p> <p>また、発電設備の下部における栽培作物については、今年1月に開催された総会にて、期間の更新と併せて、ダイカンドラ栽培からヒサカキ栽培へ変更することについても承認をいただいております。</p> <p>続きまして、第3項です。</p> <p>議案書の15ページをご覧ください。</p> <p>併せて、資料64ページから66ページをご覧ください。</p> <p>本件は、権利者である中央区中央2丁目に所在を置く法人が、隣接の障害福祉サービス事業所建設に伴う工事の資材置場として使用したいというものです。</p> <p>事業面積は252平方メートルで、申請地内は鉄板敷きとします。</p> <p>被害防除につきましては、雨水を自然浸透させます。</p> <p>一時転用期間につきましては、許可日より令和3年11月30日までです。</p> <p>続きまして、第4項です。</p>
--	--

	<p>資料は67ページから69ページの位置図・公図・土地利用計画図を併せてご覧ください。</p> <p>本件は、千葉市富田都市農業交流センターの指定管理者である富田町管理運営組合が、コスモス等の開花時期に来園者が増加するため、近隣の畑1筆の一部、2,912平方メートルに、一時的に「来園者駐車場」として使用したいというものです。</p> <p>使用にあたり、造成などの工事はございません。</p> <p>一時転用期間は、許可日より10月26日までとなります。</p> <p>事前審査第2班といたしましては、特に問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>第1項及び第2項は、営農型太陽光発電設備用地に係る一時転用許可の更新だと思えますが、更新にあたり、パネル下部の10アール当たりの収量が、その地域の平均と比較して、2割以上減少しないこととされています。先ほど、事前審査第2班班長から説明のあったとおり、令和3年1月14日開催の令和2年度第11回総会において、作目をダイカンドラからヒサカキに変えることについて承認しています。ヒサカキについては、その地域の平均と比較するのが難しいと思えますが、2割以上減少しないことの確認を、どのように行ったのでしょうか。</p> <p>今回の申請に係る提出書類では、千葉県内で比較するのは難しいことから、本市と同様に、太陽光発電設備の下部でヒサカキを栽培する許可を出している、高知県の南国市における収量を参考としています。同市では、10アール当たり60キログラム程度が妥当な収量であることを確認しています。1月にヒサカキに変更したばか</p>
議長 (長谷部会長)	
梶本委員	
事務局	

	<p>りで、収穫できるようになる6年から7年後には、10アール当たり50キログラム程度の収量を目指すということで申請を受け付けています。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議長</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第3号は、許可と決定いたします。</p>
	<p>次に、議案第4号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。 それでは事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (長谷川班長)</p>	<p>ご説明いたします。 本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。</p> <p>議案書の16ページをご覧ください。 第1項は、富里市立沢所在の農地所有適格法人が、緑区高田町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積1,004平方メートルに使用貸借権を再設定するもので、設定期間は2年、権利者の作付品目は「小松菜」です。</p> <p>第2項以降は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件で、全て一括方式です。</p> <p>第2項から17ページの第3項は、権利者が同一のため一括して</p>

説明します。

緑区あすみが丘所在の農地所有適格法人が、同町在住の方、他1名が所有する同区大椎町の田4筆、合計面積4,810平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「水稻」です。

第4項は、資料70ページから73ページをあわせてご覧ください。権利者は新規参入希望者のため、農業経営実施計画書を添付しております。

船橋市三山所在の一般法人が、花見川区宇那谷町在住の方が所有する同区内山町の畑2筆、合計面積12,366平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「ブロッコリー、ナスなど」です。

権利法人は新規参入となりますが、その代表者が、民間の農業大学で習得した農業技術や農業経営に関する知識を活かし、すでに習志野市において、作業委託を受け、農業に従事しています。

本市における参入にあたり、本年7月に、法人等参入支援会議を開催し、千葉みらい農業協同組合及び農政センター等、市関係各課により、農業経営実施計画について協議したところです。

販路としては、市内スーパーマーケットにおける千葉みらい農業協同組合の生産者コーナーで販売する他、自社インターネットサイトによる販売、地域住民への直売会なども行う予定とのことです。

議案書の18ページをご覧ください。

第5項から35ページの第37項は、印旛沼土地改良区内の谷当町において、権利者を担い手として策定された、人・農地プランに基づくものです。

件数が多いため、一覧表を資料74ページから76ページに添付しておりますので、あわせてご覧ください。

第5項から19ページの第8項は、権利者が同一のため一括して説明します。

若葉区下田町在住の農家の方が、佐倉市坂戸在住の方、他3名が所有する若葉区谷当町の田16筆、合計面積20,499平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は10年3ヶ月、権利者の作付品目は「水稻」です。

議案書の20ページをご覧ください。

第9項から32ページの第32項は、権利者が同一のため一括して説明します。

若葉区谷当町在住の農家の方が、同町在住の方、他23名が所有する同町の田71筆、合計面積134,024平方メートルに賃借権または使用貸借権を設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「水稻」です。

議案書の33ページをご覧ください。

第33項から35ページの第37項は、権利者が同一のため一括して説明します。

若葉区谷当町在住の農家の方が、同町在住の方、他4名が所有する同町の田23筆、合計面積41,243平方メートルに賃借権または使用貸借権を設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「水稻」です。

第38項から55ページの第77項は、都川上流土地改良区内の川井町、五十土町、大草町、北谷津町、多部田町において、権利者を担い手として策定された、人・農地プランに基づくものです。

一覧表を資料76ページから77ページに添付しておりますので、あわせてご覧ください。

第38項から37ページの第41項は、権利者が同一のため一括して説明します。

若葉区中田町在住の農家の方が、同区野呂町在住の方、他3名が所有する同区川井町の田15筆、合計面積16,106平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の

<p>議長 (長谷部会長)</p> <p>楢本委員</p>	<p>作付品目は「水稻」です。</p> <p>第42項から56ページの第80項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>第77項までが、人・農地プランに基づくもので、第78項から第80項は、権利者は同一ですが、人・農地プランの地域外の案件です。</p> <p>若葉区川井町所在の農地所有適格法人が、同区大広町在住の方、他38名が所有する若葉区川井町、五十土町、北谷津町、大草町、多部田町、高根町、緑区高田町の田59筆、畑4筆、合計面積120,639平方メートルに賃借権または使用貸借権を設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「水稻、そば」です。</p> <p>第1項から第80項までの合計面積は、350,691平方メートルです。</p> <p>本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p> <p>今回の議案では、谷当町においては印旛沼土地改良区谷当分区、川井町などにおいては都川上流土地改良区を対象として、今までにない規模で、農地中間管理事業の促進が図られたのではないかと思います。私は土地改良区の仕事をしておりますので、この事業は、開始当初から興味を持って取り組んできました。昨年、農業委員会会長から、市長に意見書を提出していますが、その中でも、農地中</p>
-----------------------------------	---

	<p>間管理事業を強力に推進すべき旨を記載しています。そういった中では、今回の議案は非常に効果的であると思います。4年から5年くらい前に、千葉市の集積率が、県内でワースト2位か3位くらいであったと思いますが、これだけの農地を集積した結果、どの程度の位置になるのか教えてください。</p>
事務局	<p>県に確認し、後日報告します。</p>
横山委員	<p>第6項と第26項に関しては、権利者と義務者が同一だと思われませんが、なぜ中間管理機構を介して転貸するのでしょうか。</p>
事務局	<p>人・農地プランに基づき貸借を行った地域では、今後、地域集積協力金の交付申請を予定しています。その際、中間管理機構の活用率が協力金の算定基礎となることから、活用率を上げるために、同プランにおいて中心経営体と位置付けられた担い手の所有地についても、このようなかたちで中間管理機構を介して本人に転貸するという手続きとしています。これについては、手続き上の瑕疵が無いことを中間管理機構に確認済みです。</p>
横山委員	<p>第4項の関連で、資料として添付されている農業経営実施計画書において、農業労働力・研修目的人員の欄に、ボランティア5名と記載があります。営利事業でボランティアという記載は少し違和感がありますが、就労の実態は、ボランティアではなく臨時雇ということでしょうか。</p>
事務局	<p>臨時雇に含まれます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>他に質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p>——— 挙 手 ———</p>

議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、第1項から第80項について、原案どおり決定といたします。
	次に、議案第5号「農地売買等事業を含む農地利用集積円滑化事業規程の廃止について」を上程いたします。 事務局よりご説明願います。
事務局	ご説明いたします。 議案書 別冊をご覧ください。 千葉市が廃止承認を予定している農地売買等事業を含む農地利用集積円滑化事業規程の廃止について、農業経営基盤強化促進法第11条の12第2項の規定により、決定しようとするものです。 農地中間管理事業との統合に伴い、農地利用集積円滑化事業の実施主体である、千葉みらい農業協同組合より、農地中間管理機構への権利・義務の一括承継が、本年2月26日付けで完了したことを受け、同組合より、事業規程の廃止について、市長あて承認を求められたものです。 農業委員会における決定後、承認した旨の公告を市長名で行います。 なお、本件に係る権利・義務の承継については、本年5月13日開催の総会において、報告第1号としてご報告済みです。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。ただいまの、事務局からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。
議場	———— 質問・意見等なし ————
議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないので、採決いたします。 事務局からの説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。</p> <p>以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第1号から第7号までを一括して上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案書の58ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により、農地の権利を取得した旨の届出があったもので、4件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の59ページをご覧ください。</p> <p>報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の62ページまでに23件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の63ページをご覧ください。</p> <p>報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の68ページまでに45件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の69ページをご覧ください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」</p>

は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について、農業委員会に通知するもので、2件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。

議案書の70ページをご覧ください。

報告第5号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、議案書の72ページまでに、24件ございました。

申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

議案書の73ページをご覧ください。

報告第6号「荒廃農地の非農地化について」は、議案書の80ページまでに、142件ございました。

これらの案件は、すでに森林の様相を呈している、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地のため、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外したものです。

なお、非農地判定したのものについては、土地所有者に対し、非農地決定通知を送付し、また、法務局に対しても、非農地判断した旨の通知をしております。

議案書の81ページをご覧ください。

報告第7号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、1件ございました。

内容につきましては、8月の総会で審議されたもので、8月10日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

報告案件につきましては、以上でございます。

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの報告第1号から第7号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
<p>槇本委員</p>	<p>報告第1号の農地法第3条の3の規定による届出について、親などが亡くなって、その子供が相続した場合に届出をするものですが、農地法の規定を確認すると、届出をしなかった場合に、10万円以下の過料に処する旨が定められています。事前に事務局に確認したところ、届出の期限はないということですが、過料に処すると言いながら期限の定めがないというのはどういう趣旨なのでしょう。相続の手続きは、通常10カ月という定めがあると思いますが、農地法には、なぜ期限の定めがないのか教えてください。</p>
<p>横山委員</p>	<p>期間の定めがないということであれば、相当期間経過後、合理的な理由がないまま放置されている場合には問題になると思いますが、ただ、過料というのは、実際的には科したものはほとんどないと思いますので、警告的な意味しかないと思います。 本件は、約30年前に相続したものについて届出があったということですが、その間の耕作の状況はどうだったのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>耕作状況については、毎年行っている、利用状況調査により確認しています。 所有権の移転については、届出がないものについても、法務局へ相続の手続きをされた場合、法務局から千葉市へ所有権移転について連絡が来て、農地台帳もそれに合わせて年1回更新しています。</p>
<p>横山委員</p>	<p>先ほど、槇本委員が言及された10カ月というのは、おそらく相続に係る税法上の申告期限ということだと思います。民法上の遺産分割の期限は特に定められていませんので、税法上の問題と民法上の問題ということで、別次元のこととなろうかと思っています。</p>
<p>深谷委員</p>	<p>過料の意味あいはどういったものなのでしょう。地方自治法に</p>

	<p>基づく規則が定めるものなのか、それとも、法律の執行罰としてのものなのでしょうか。</p>
<p>横山委員</p>	<p>過料であれば行政罰ですので、自治体が科すことはできますが、実際に科すことはほとんどないと思いますので、実効性はなく、そういった規定をおくことによって、報告を促すという趣旨だと思います。</p>
<p>浅川委員</p>	<p>報告第6号の荒廃農地の非農地化についてですが、今回報告が上がっているのは、緑区の小食土町や板倉町などですが、今後、若葉区などについても順次実施していくのでしょうか。</p> <p>No.114について、登記地目が山林で現況が畑と記載されていますが、これは、どういった状況なののでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今年度につきましては、板倉町など、萱野推進委員と高橋推進委員のエリアを中心に実施していますが、毎年、山林原野化が多い所を、区域を変えて少しずつ実施していきます。</p> <p>No.114については、時点は分かりませんが、所有者の申告により、地目は山林ですが、畑として使っていたために農地として登録した案件です。その後、時間経過とともに山林化したことにより、今回非農地の決定をしましたが、登記地目はすでに山林となっているため、このケースに関しては、地目変更の必要はないと考えております。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>他に質問、意見等無いようです。</p> <p>これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。</p> <p>以上をもちまして、令和3年度第6回千葉県農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、あり</p>

	ありがとうございました。
--	--------------

	閉 会 （午前11時17分）
--	----------------